

石岡市地域公共交通運賃協議会設置要綱

(目的)

第1条 石岡市地域公共交通運賃協議会（以下「運賃協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金（以下「運賃等」という。）に関する事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 運賃協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送の運賃等に関する事項
- (2) 運賃協議会の運営方法その他運賃協議会が必要と認める事項

(運賃協議会の構成員)

第3条 運賃協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 石岡市副市長
- (2) 石岡市職員
- (3) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (4) 関東運輸局茨城運輸支局長
- (5) 市長が関係住民の意見を代表する者として指名するもの

(運賃協議会の運営)

第4条 運賃協議会に会長を置く。

- 2 会長は、運賃協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 運賃協議会は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 5 運賃協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。
- 7 運賃協議会の庶務は、石岡市都市建設部都市計画課において処理する。

(守秘義務)

第5条 運賃協議会の委員は、職務上知り得た秘密をほかに漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(軽微な事項に関する取扱い)

第6条 運賃協議会において協議が調った事項についての軽微な事項の変更に関する取扱いについては、会長は、書面による賛否を求めて、会議の決議に代えることができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 運賃協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運賃協議会の運営について必要な事項は、会長が運賃協議会に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月15日から施行する。